

文教警察企業常任委員会会議録

平成19年12月17日～18日

場 所 第3委員会室

平成19年12月17日（月曜日）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第2号 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）
- 議案第3号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第13号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・少年非行の推移と現況
 - ・科学捜査の推進について
 - ・平成19年度児童生徒の体力・運動能力調査結果等について
 - ・平成19年度上半期の各事業の事業実績について

出席委員（8人）

委員	長	太田清海
委員		米良政美
委員		福田作弥
委員		野辺修光
委員		宮原義久
委員		西村賢
委員		長友安弘
委員		井上紀代子

欠席委員（1名）

副委員	長	河野安幸
-----	---	------

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	相浦勇二
警務部長	橋本昌典
警務部参事官兼 首席監察官	松尾清治
生活安全部長	柄本重敏
刑事部長	鬼束昭己
交通部長	柄本憲生
警備部長	谷口数雄
警務部参事官	椎葉今朝邦
警務部参事官兼 会計課長	中原雅男
生活安全部参事官 兼地域課長	山中勇一郎
総務課長	松井宏益
生活安全企画課長	黒木憲生
少年課長	柏田和彦
交通規制課長	今井和久
運転免許課長	徳留勝次郎

教育委員会

教育長	高山耕吉
教育次長 (総括)	一原則幸
教育次長 (教育政策担当)	寺田建一
教育次長 (教育振興担当)	福島信雄
総務課長	梅原誠史
政策企画監	満丸洋一
財務福利課長	轟田歳明
学校政策課長	飛田洋
学校支援監	白川智
特別支援教育室長	有馬順一郎
教職員課長	堀野誠

生涯学習課長	勢井史人
スポーツ振興課長	得能剛
文化財課長	井上貴
人権同和教育室長	遠目塚勉

企業局

企業局長	日高幸平
副局長 (総括)	久保哲博
副局長 (技術)	時庭伸次
総務課長	岡田英治
経営企画監	本田博
工務課長	郷田五男
電気課長	相葉利晴
施設管理課長	廣山潤一郎
総合制御課長	白ヶ澤宗一

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中浩輔
議事課主査	湯地正仁

○太田委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

報告事項等について、本部長並びに関係部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○相浦警察本部長 委員長及び委員の皆様方にはいつもお世話になっております。本日もどうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

現在、県警察では、ちょうど年末年始の時期を迎えておまして、毎年恒例でございますが、特別警戒取り締まりということで、県下全域で職員が一丸となって、新年を県民の皆様方が健やかにお迎えになられますよう、事件事故の防止に頑張っておるところでございます。どうぞ引き続き、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、少年非行の問題と科学捜査の問題につきまして、それぞれ担当部長のほうから報告させたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○柄本生活安全部長 それでは、本年の県内における少年非行の現状について御報告いたします。

お手元にお配りしております資料1「少年非行の推移と現況」をごらんください。

平成18年までの過去10年間の全国と本県の少年非行情勢について図表化したもので、本年の状況につきましては、11月末現在であります。

まず、1の犯罪少年の検挙状況についてであります。

本年11月末現在、犯罪少年は866人で、前年同期よりも110人、11.3%減少しております。

このうち、凶悪犯につきましては、平成17年、18年ともに2件2人を検挙しておりますが、本年は11月末現在で2件8人を検挙し、前年同

期よりも検挙件数は1件、それから検挙人員は7人増加しております。

傷害などの粗暴犯につきましては、52名を検挙しており、前年同期よりも36人、40.9%減少いたしております。

刑法犯少年の特徴は、資料にも記載しておりますように、窃盗が547人で64.9%を占め、最も多くなっております。中でも、万引き、自転車盗など、いわゆる「初発型非行」が刑法犯少年全体の76.4%を占めております。

刑法犯少年の学校・職業別では、高校生が433人、51%、中学生が192人、22%で、両方で74%を占めております。

以上の特徴的傾向から、刑法犯少年を減少させるためには、この初発型非行の防止対策が喫緊の課題となっているところであります。

そのため、第1に、万引き防止対策といたしまして、警察署ごとに設立しております学校教諭、商店主等で構成する「万引き非行防止対策協議会」、これを開催いたしまして、万引き非行防止に対する関係者の意識を高めるとともに、関係機関・団体との連携を図り、少年の万引き非行防止活動を強化し、さらに個別的には、各警察署管内で万引きの多い店舗を「万引き防止モデル店」に指定しまして、その管理者、店員の方々に、商品陳列方法の改善とか防犯設備の整備等、万引きの行われにくい環境づくりの要請を行うとともに、警察官等による立ち寄り活動を強化するなど諸対策を推進したところであります。

また、警察本部と県教育庁と共同いたしまして、児童生徒に対する非行防止教室の充実を図るため、非行の態様ごとに啓発用リーフレット、指導事例集を作成配付いたしておりますほか、さらに本年度は、学校と連携いたしまして、万

引き防止を題材としましたチームティーチング方式による非行防止教室を開催し、子供たちに「万引きは犯罪である」との意識を植えつけるなど、規範意識の高揚を図ったところであります。

第2に、自転車・オートバイ盗の防止対策といたしましては、被害者、被疑者ともに中学生、高校生が高い比率を占めていることから、各警察署ごとに、管内の中学校、高校数校を「自転車・オートバイ盗難防止モデル校」に指定しまして、生徒主体による二重施錠や防犯登録等の励行活動により、生徒の防犯意識を高揚させて盗難被害の防止を図るとともに、各学校における非行防止教室を開催いたしまして、生徒の規範意識の高揚に努めているところであります。

さらに、駅や駐輪場の管理者の理解と協力を得ながら、警戒の強化と放置自転車の撤去・整理等駐輪場対策も推進しております。

この結果、本年11月末現在では、少年による万引きや自転車盗などの初発型非行は、昨年同期よりも94人、12%減少しているところであります。

また、特別法犯少年につきましては、23人を検挙しており、行為別では、軽犯罪法違反が10人で43.5%、シンナー乱用の毒物及び劇物取締法違反が6人で26.1%を占めております。

次に、2の14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした触法少年の補導状況についてであります。

本年の11月末現在の触法少年は81人で、前年同期比では1人、1.2%減少しております。

過去10年間では、平成9年の223人から年々減少し、昨年は95人で10年前の約4割となっております。

触法少年で最も多い罪種は、窃盗の48人で64%を占めております。

今後とも、関係機関や学校と連携し、小学校、中学校等における非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒の規範・防犯意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

次に、3の不良行為少年の補導状況についてであります。

本県における補導数は、平成14年から4年連続して増加してございましたけれども、昨年は一昨年に比べ約20%の減少、さらに本年11月末現在の補導数は延べ9,770人で、前年同期と比べまして471人4.6%減少いたしております。

行為別では、深夜徘徊が5,854人で全体の約60%を占め、以下は喫煙、暴走行為等となっております。

学校・職業別では、無職少年が3,204人で最も多く32.8%を占め、次に高校生が32.5%となっております。

少年の補導活動を進める上で、地域の子供を守ろうという意識のもとに、現在、全国的な展開を見せております民間ボランティア活動が活性化していくことが重要でございまして、今後とも、各種ボランティア団体との連携を図るとともに、積極的な補導活動を通じて子供の健全育成を図っていきたいと考えております。

次に、4の少年の福祉を害する犯罪、いわゆる福祉犯の検挙状況についてであります。

本年11月末現在、福祉犯の検挙は51件、41人で、前年同期よりも18件、5人増加いたしております。

態様別で見ますと、青少年育成条例違反が18件、16人、児童買春・児童ポルノ法違反が12件の6人、児童福祉法違反が5件の4人等となっております。

一方、出会い系サイトに関連する福祉犯被害少年が増加し、本年11月末現在で22人、昨年同

期比で8人増加いたしております。

学業・職業別では、中学生が10人で45.5%を占め、次いで高校生が7人、無職少年が5人となっております。

このような厳しい情勢に対応するためには、出会い系サイトを初め携帯電話で有害サイトに接続できないようにフィルタリングを普及させることが肝要であり、このため、警察といたしましては、本年2月に「子どもを有害情報から守る連絡協議会」を設立し、本年9月には第2回目の会合を開催して、学校等の関係機関及び通信事業者とその普及対策等について協議したところであります。

また、学校におけるサイバーセキュリティカレッジの開催や生徒指導担当の教職員に対する指導、その他出会い系サイトにかかわる犯罪防止のための街頭キャンペーンの実施など広報啓発活動を積極的に実施し、サイト利用の危険性について防犯意識の高揚に努めているところであります。

今後さらに関係機関と連携を強化し、フィルタリングの普及啓発に努めるとともに、学校との連携を図り、子供たちの有害情報に起因する被害を防止していきたいと考えております。

以上、本年の少年非行情勢等について御説明いたしました。最後に、本年は特に少年の非行防止と健全育成を図るため学校等教育機関との連携強化を図りましたので、御説明いたします。

その1つが、本年7月から学校との連携の一環としまして、「スクールサポーター制度」の運用を開始いたしました。この制度は、県及び市町村教育委員会、または学校の要請を受けて、直接問題のある学校にスクールサポーターが向き、教職員や児童生徒に接することで、学校

内はもとより学校外の子供に起因する各種問題を早期に把握し、対処解決する活動を行うものであります。

2つ目が、本年10月に、学校と警察が相互に情報交換を行うことにより、児童生徒の安全の確保と非行の防止に努め、もって児童生徒の健全育成を図ることを目的に、宮崎県警察と宮崎県教育庁並びに各市町村教育委員会と「児童生徒の健全育成のための学校・警察相互連絡制度」の協定を締結いたしました。

これらの制度の導入により、問題を抱える学校等との連携と早期対応により、児童生徒の安全確保と非行防止等に成果が見られているところであります。

今後とも、さらに学校等教育関係機関との連携を強化し、児童生徒の非行防止と健全育成を図っていきたいと考えております。

以上、少年の非行情勢等について御説明いたしました。今後とも、将来を担う子供たちをはぐくむという意識のもと、家庭、学校、地域社会、関係機関とが一体となった効果的な非行防止活動を推進してまいり所存であります。以上であります。

○鬼束刑事部長 次に、科学捜査の推進について、資料2に基づきまして御報告いたします。

委員の皆様方には、本年7月に科学捜査研究所へ御視察いただきまして、科学捜査の概要について御説明いたしたところでありますが、御案内のとおり、最近の治安情勢は、犯罪の広域化、国際化が一段と顕著となり、犯罪の質も大きく変化してきております。

また、これまで考えも及ばなかったような手段や方法、それから現場に証拠を残さない犯罪が多発している現状にあり、犯罪捜査におきまます犯人の検挙や事件の立証にますます困難を来

しております。

また、司法制度改革により、平成21年の5月までに裁判員制度が導入されることになっておりますが、裁判員制度では、一般人である裁判員が裁判官と一緒に有罪か無罪か、さらには刑の内容等を決めることになっており、事件を客観的に判断できる証拠資料の提出がより多く求められてくるものと思われるところであります。

このような捜査環境の中、警察内部におきましても、さまざまな施策を推進しているところでありますが、その中でも特に力を入れているのが、科学的な証明で事件を立証する科学捜査の推進であります。

科学捜査の概要につきましては、本県では、お手元の資料の1にありますとおり、法医鑑定、化学鑑定、工学鑑定、文書鑑定、ポリグラフ検査、さらに昨年4月に新設しました犯罪情報分析を行っております。

ちなみに、この犯罪情報分析は、通称プロファイリングと申しておりますが、全国では15都道府県、九州では宮崎だけですけれども、行われております。

プロファイリングについては、簡単に説明しますと、窃盗や放火、性犯罪等の連続犯に対する捜査の支援をするもので、犯行の日時や手口、現場の状況、遺留品などを科学的に分析して、犯人の人間性、居住地、さらには次の犯行予測場所等を絞り込み、捜査情報として捜査の現場に提供して、犯人を早期に検挙しようとする捜査支援システムの一つであります。

昨年は、県内で10事件に活用しまして、2件を検挙しております。

次に、科学鑑定の取り扱い件数であります。昨年1年間で約1,800件を実施し、本年は11月末現在で既に2,000件を超えており、昨年よりも増

加傾向にあります。

この数字を見ましても、現場捜査員の科学捜査に対する認識が高くなり、活用が図られていると実感しているところでございます。

また、鑑定内容につきましても、近年、新しい検査薬等が開発され、高度な鑑定技術を駆使して、鑑定可能になったものが年々ふえてきているという現状にあります。

以上のとおり、科学捜査の内容は多種多様ですが、次に、その中でも注目され、特に捜査に大きく貢献しているDNA型鑑定について御報告いたします。

DNA型鑑定は、科学捜査の中でも最近特に目覚ましい発展を遂げておりまして、まさに21世紀の科学捜査の主流となるものであります。

我が国の犯罪捜査にDNA型鑑定が導入されたのは平成元年で、本県は平成7年から実施しております。導入当初は、2種類のDNA型しか検出できませんでしたが、平成15年には自動分析装置を用いた新しいDNA型鑑定法が導入され、9種類のDNA型の検出のほか、男女の性別も同時に判定できるようになりました。その結果、同じDNA型を持つ人のうち最も高い出現頻度について、最初の鑑定方法では約2万3,000人に1人とされておりましたが、新しい鑑定方法では約1億8,000万人に1人とされるようになりました。

さらに、昨年11月からは6種類のDNA型が追加され、現在は性別のDNA型と合わせて16種類のDNA型を鑑定しております。この方法によりますと、同じDNA型の人約4兆7,000億人に1人とされ、飛躍的に個人識別精度が向上いたしました。

世界の人口が約66億人とされておりましてことから、まず世界じゅうに同一のDNA型を持つ

ている人はいないということになります。ただし、一卵性双生児につきましては、両親から受けた同一のDNA型を持っていると言われております。

鑑定資料に使用しますDNAは、指紋等と異なりまして、採取できる対象も血液、唾液、毛髪、皮膚片など、あらゆる人の細胞から検出されます。現在は、古い資料や微量な資料からもDNAの検出が可能になりまして、より効果的あるいは効率的な鑑定を行うことができるようになっております。

鑑定に要する時間でありまして、従来は約3週間を要しておりましたが、鑑定方法が自動化されましたことなどから、現在では2日から1週間で鑑定ができるようになり、かなり短縮されました。

鑑定しましたDNA型は、資料の2の(3)に例として示しているように、数字で表示いたします。15の枠の数字とアメロゲニンの計16項目で、同一人であることを判定したり、親子・兄弟関係を特定するなどの個人識別を行います。最後のアメロゲニンは性別を示しておりまして、X、Yは男性、Xは女性ですので、この表のDNA型は男性ということになります。

次に、本県におけるDNA型鑑定の実施状況であります。資料の2の(4)にDNA型鑑定の事件受理数の推移を記載しております。

平成7年から平成14年までは、一けたから二けたの数で推移しておりましたが、この間は鑑定方法がすべて手作業で1事件当たり約3週間を要していたことと、DNA型の鑑定資格を有する鑑定人が2人しかいなかったということが挙げられます。

平成15年8月からは鑑定が自動化されるとともに、鑑定人も増強されまして、現在7名でやっ

ておりますが、さらに他県に先駆けてDNA型鑑定の活用をいち早く取り入れましたことから、平成15年から平成17年までの鑑定件数は全国1位でありました。

近年、大府県を初め全国的にDNA型鑑定がかなり活用されてきておりますが、本県のDNA型鑑定の実施件数は、現在も全国のトップクラスを維持しております。

また、本年7月には、新型のDNA型鑑定装置1台を県費で導入させていただきましたことから、警察署からの緊急な鑑定依頼にも対応できるようになり、より一層迅速な捜査への支援を行っております。

次に、最近におきますDNA型鑑定の効果的な活用事例を申し上げますと、昨年8月、延岡市の五ヶ瀬川堤防で高校生2名が殺傷された事件がありました。この事件では、容疑者の自宅から押収した包丁に、被害高校生2人のDNA型と一致する血痕が付着しているのを立証して、凶器を特定しております。

また、本年9月に、高鍋と都城で相次いで発生した焼死者を伴う人家火災では、被災者の焼損が激しく、歯型や指紋等から身元確認ができませんでしたが、現場に残っていた歯ブラシや家族のDNA型を比較鑑定したことによりまして、いずれも早期に被災者本人であることを確認して、遺族から感謝の言葉をいただいたところでございます。

以上で、科学捜査の推進についての御報告を終わらせていただきますが、今後とも、科学捜査を積極的に推進して、県民の期待にこたえる適正な捜査の実現を図ってまいりたいと思っております。引き続き御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○太田委員長 執行部の説明が終了しましたが、

その他の報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○西村委員 少年非行とちょっとずれているんですが、今わからなければ結構なんです。この前ちょっとテレビを見ていましたら、65歳以上の犯罪者が全国でかなり急増しているというニュースがあったんですよ。そこについて、本県はそういうデータをとられているのかどうかだけ教えていただければと思います。

○太田委員長 65歳以上が全国的にはふえておるということで、宮崎県では何かそんな傾向があるのでしょうかということでしたので……。わかりますか。

○鬼東刑事部長 統計はあるそうですが、手元にはございませんので、また追って提出したいと思っております。よろしく申し上げます。

○太田委員長 また後日出してもらおうということにします。ほかにありませんか。

○福田委員 今、スポーツ界でドーピングの問題がよく出ていますね。これは普通の方が使用した場合は、全く覚せい剤あたりに触れないんですかね。それはどうですかね。

○鬼東刑事部長 ちょっと質問の意味がよくわからなかったんですけど。

○福田委員 今、アメリカのスポーツ界を中心に、ドーピング薬物の問題が出ていますね。これはいろいろ記録を公式に認定する場合にはひっかかりますけど、普通の方が使う場合については、そんなに覚せい剤取締法違反等に触れるということはないんですか。それはどうなんですか。よくわからんのだけ。

○相浦警察本部長 覚せい剤取締法は、覚せい剤だけを対象にしていますので、一般的に世にドーピングの対象にされているものというのは、当然法律にはひっかかってこないと思います。

むしろ、そういう法律には触れないんでしょうけれども、薬の力をかりて例えばいい記録を出すのは問題だと、どちらかという、そういう観点からだろうと思います。ただ、新聞で伝えられているとおり、恐らくホルモン系に何か影響があって、いろんな副作用があるんだと思いますが、別に警察の犯罪捜査という観点からは特段ないものというふうに考えております。

○福田委員 それでは、こういうものが一般の公式記録を測定しないところでは堂々と使われる可能性があるわけですね、全く規制がないから。

○相浦警察本部長 ただ、ちょっと個別具体でないとわからないんですが、恐らくいずれも日本で言ったら薬事法とか医事法とか、そういうところには係ってくる可能性がありますね。要するに、正しい処方のもとに正しくやられているのかどうかというところは問題があるかどうかと思いますが、それはちょっと個別具体の中ではないんですけれども。

○太田委員長 ほかにありませんか。この報告事項についてはいいですか。

それでは、その他、何かありませんか。

○井上委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、今、大変毎日話題になっています長崎県の佐世保の事件みたいなことが宮崎でも起こらないとも限らない。前、北方でそういう例がありましたので、ちょっと銃の所持の関係のことですけれども、今議会でもちょっとシカの害のことで、猟師さんというか、そういう許可されている方たちの人数が減っている話とかがちょっと出て、もっと狩猟者をふやしたほうがいいんじゃないかみたいな議論もあったんですけども、一方でまた、狩猟はしないのに銃を所持している、佐世保の人なんかもそんな例で

したけれども、宮崎県において猟銃の所持とかいうことについての把握というか、そういうのはしっかりと全部できているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○柄本生活安全部長 銃砲の許可につきましては、参考までに申し上げますけれども、所持許可の状況で18年度末現在ですが、ライフル、それから散弾銃、空気銃、これを合わせて7,386丁、そして対象人員が5,014人に許可いたしております。この銃砲の所持許可の過程でありますけれども、これは猟銃の申請がされまして、そして講習を受けてもらうこととなります。そして、その講習に合格したら、散弾銃とかの場合は、技術検定とかいろんな資格を取ってもらうことになるんですけれども、最初の申請書の段階で、本人にいわゆる猟銃を持つ資格、欠格条件に該当しないかどうかということをしつかりと検査させていただいております。この検査につきましては、人的欠格事項というのがありまして、まず年齢があります。二十未満の者には、空気銃は18歳未満になりますけど、猟銃は20歳未満はだめ、それから精神的な障がいのある人、アルコールの中毒症とか薬物等の中毒者、住所が定まっていない者、それから所持許可の取り消しを受けて5年たっていない者とか、そういう欠格事項がいろいろありまして、その欠格事項に該当しないということが判明すれば、所持者講習等をずっと受けていただくことになるんですけれども、その中で申請に関する審査というのは警察のほうでしっかりとやっております。面接調査というので、申請受理時に許可事務の担当者が面接して、銃を申請した理由等をしつかりと確かめます。そして、身元調査で所管区員が身元調査を行うんですけど、家族、隣人等から勤務先等の調査なんかをしつかり行います。

そして、審査書を作成いたしましたして、それを決裁欄に載せて大丈夫かということで最終的に許可ということになるんですけども、その間に不適格な事項があれば認めないということになります。それは今のところ本県の場合、北方事件以降、書面的には非常に厳しくやっております、その許可の段階では、今のところきちっとチェックされていると私のほうでは認識いたしております。また、銃につきましては、年に1回、猟期が終了した後になりますけれども、県下一斉で検査いたしております、そのほか、また猟期前後に、ほとんど猟銃を持っている方は猟友会に入っておられますので、その猟友会での事故防止の講習だとか、そういうものもしっかりやっております。また、銃の保管管理につきまして、保管場所、家の中で保管するわけですけれども、かぎのかかる金属製のロッカーの中でしっかりしてあるかどうか、そして、弾は全く別に保管することになっておりますし、猟期が済んだら銃砲店に預けるようになっておりますので、それが守られているかどうかというのは、これは立入検査をやって確認をしているところでありまして、以上であります。

○井上委員 この5,014人というのは、議場で聞いたのと少し違うような気がするんですけど、多分これが正しい数だと思うんですけど、それで、この5,014人という方は、必ずこの猟友会に入っていて、そして例えば許可はもらっているけれども長年使用していないという方たち、そういう把握とかもできるようになっているんですか。余りよく知らないものですから、ちょっと聞かせてください。

○柄本生活安全部長 この猟友会以外の方は競技射撃、クレー射撃ですね、これをやられる方がおりまして、この使用実績等につきましては

提出してもらおうということになっております。また、委員のおっしゃる、長年使っていないで所在がわからなくなっている、いわゆる眠り銃というようなことがあるんですけど、これは年1回の猟銃検査でしっかりと猟銃があるかどうかというのを本人に確認しておりますし、それから自宅への定期的な所管区員の立入りとか、こういうのもやっておりますので、今のところは、そういう銃砲は確認いたしておりません。

○井上委員 それと、今回非常に衝撃だったのは、弾を2,800発ぐらい本人が所持していたというのがありましたけれども、そういうことも含めて、個人個人、1人800発までは持っていていいと、何かそういう許可ができるというふうに、マスコミ報道ではそんなふうになっていましたけれども、そういうことの把握とかも県警ではできるようになっているんでしょうか。銃を持っている人は、許可されたその人しか持つてはいけないわけですね。持っていたらおかしいわけですね、普通は。おかしいんですけども、持っている人たちについては、そういう非常に厳しい規制がされていて、そこは絶対に今回の場合は非常にまれな例というふうに受け取ってもいい例なのか。わかりませんわね。わからないことはいっぱいあるんですけども、これは宮崎の場合、非常に厳しい規制がきちんとされているというふうに理解していいでしょうか。

○柄本生活安全部長 弾の購入については、上限はありません。したがって、弾を本人が幾ら持っているかというのは、銃砲店のほうに行って購入という形をとりますので、警察のほうでは、そこはわかりません。ただ、自宅に保管できるのは800個というのは先ほど委員がおっしゃったとおりであります。ただ、この弾につきましては、使用実績をきちっと出すことになっ

ておりますし、それから、猟期が済みましたら、自宅の保管でなくて、本県では銃砲店に預けるということで指導がしてあるところでもあります。

○太田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さんには大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時46分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、教育長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただき、目次のページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、学校教育法の改正によりまして特別支援学校の名称変更等に伴う改正を行うものであります。

議案第6号「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、学校教育法の改正に伴いまして、同法を引用する条例の文言整理のための改正を行うものでございます。

議案第13号「市町村立学校職員の給与等に関

する条例の一部を改正する条例」につきましては、県職員に準じ市町村立学校職員の給与改定を行うための改正を行うものでございます。

議案以外の報告事項といたしましては、「平成19年度児童生徒の体力・運動能力調査結果等について」説明させていただきます。

引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○有馬特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。よろしくお願いいたします。

盲学校、聾学校、養護学校の校名変更に関しまして、議案第3号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。

議案第3号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

1の改正理由につきましては、学校教育法の改正により、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校に一本化されたことに伴う校名の変更、及び来年4月に県立高千穂高校内に延岡養護学校高千穂分校——仮称であります——を開設することに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容につきましては、まず(1)にありますように、別表第一(第二条関係)の特別支援学校の名称を下記のとおり変更するものであります。

次に、(2)にございますように、同じく別表第一(第二条関係)に、県立延岡わかあゆ支援学校高千穂校を追加するものでございます。これは、平成20年度に県立高千穂高校内に開設を予定しております県立延岡養護学校高千穂分校

(仮称) を県立延岡わかあゆ支援学校高千穂校として追加するものでございます。

なお、校名変更につきましては、まず、昨年の12月に、特別支援学校すべてに対し学校教育法改正に伴う校名変更の方針を示すとともに、予算措置と校名変更に向けた準備を進めてまいりました。そして、本年度8月には、県庁ホームページ、新聞、テレビ等により、県民の皆様方から校名案の募集を行うとともに、各学校、保護者からも校名希望調査を行いました。県教育委員会といたしましては、いただいた案を参考にさせていただきながら、改正された学校教育法において、盲者とか聾者という文言が視覚障害者、聴覚障害者に改められたことから、校名に「盲」「聾」という文言は使用しない、県民の皆様に広く親しまれ、明るく優しい名称を選択する、特別支援学校の「特別」という言葉は、ほかの人と違うなど特別視された印象を受けることから、「特別」は用いない等の方針で校名案を決定いたしましたところであります。

3の施行予定につきましては、平成20年4月1日を予定しております。

なお、裏面に新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○飛田学校政策課長 学校政策課でございます。よろしく願いいたします。

資料の3ページをごらんください。

議案第6号「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例等の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

まず、1の改正理由につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の一部が平成19年12月26日に施行されることに伴い、関係する各条例の文言を整理するための改正を行うもの

でございます。

次に、2の改正する条例でございます。(1)都市的施設その他の都市としての要件に関する条例を初め、ごらんのように13の条例において改正を行います。

次に、3の改正の内容についてでございます。改正する内容は2つございます。

1つは、(1)の学校教育法改正による条のずれに伴う語句の修正でございます。その対象となる条例は、2の改正する条例のうちの(2)と(6)を除く、そこに示しております11の条例でございます。

もう1つは、(2)でございますが、学校教育法改正による学校種の規定の順序が変更になったことに伴う語句の改正でございます。現行と改正後を見比べていただければと思いますが、現行では、一番後ろに規定されておりました幼稚園が一番前になり、後ろから2番目だった特別支援学校が中等教育学校の次になっております。以上のような規定の順序の変更に伴い語句の改正が必要となる条例は、対象条例として挙げております(2)、(6)、(9)の3つの条例でございます。

なお、改正する13の条例のうち、教育委員会が直接所管する条例は、2の改正する条例にあります(7)と(10)の2つの条例のみでございますが、今回関係する条例については、改正の漏れを防ぐために、教育委員会が一括して改正する条例案にまとめたことから、他部局の条例も入っているという次第でございます。

最後に、4の施行予定日につきましては、法律の施行日と同日の平成19年12月26日を予定しております。

なお、4ページ以降に新旧対照表をつけさせていただきました。後ほどごらんいただけたら

ありがたいと存じます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。
以上でございます。

○堀野教職員課長 教職員課でございます。よろしく願いいたします。

資料の24ページをお開きください。

議案第13号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由でございます。ことしの人事委員会勧告におきまして、ことしの4月の職員の給与が民間給与を0.26%下回っていることから、初任給を中心に若年層に限定した給料月額を引き上げを行うための給与改定が必要であると勧告されております。今回の改正は、平成19年度の公民較差に基づく人事委員会勧告及び他の職種の給料表の改定状況を踏まえまして、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。市町村立学校教育職給料表を改定するものであり、給料月額を人事委員会勧告どおり平均で0.1%、年齢で申しますと、おおむね32歳までの職員になります。あと、月額が200円から2,300円引き上げるものであります。

次に、3の施行期日ですが、公布の日から施行することとし、平成19年4月1日に遡及し適用することとなっております。

最後に、4のその他について御説明申し上げます。「市町村立学校職員の給与等に関する条例」におきましては、学校職員のうち教育職員の給料表について規定されております。したがって、学校職員のうち、事務職員及び学校栄養職員の給料表の改定や扶養手当の改定につきましては、現在、総務政策常任委員会において御審議いただいております「職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例」による改正を予定しております。

なお、25ページ以降に新旧対照表をつけさせていただきますので、後ほどごらんいただければと存じます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。
以上でございます。

○得能スポーツ振興課長 よろしく願いいたします。

平成19年度児童生徒の体力・運動能力調査結果等についてでございます。

29ページをごらんください。

この調査は、本県の児童生徒の体力・運動能力の実態を把握しまして、体力・運動能力の向上を図ることを目的に、公立の小・中・高等学校のすべての児童生徒を対象に、平成15年度から実施しているものでございます。

まず、1の調査結果の概要についてでございます。

このページの上半分に結果概要をお示ししておりますが、具体的には図表を使って御説明させていただきますと思います。

次のページ、30ページでございます。

図の左半分には、全国平均値との比較を示しております。縦に男女別に学年を示しております。横に調査項目を示しておりますが、前年度の全国の平均値を上回っている項目を二重丸で示し、反対に下回っている項目を黒い三角で示しております。

この結果を下段の表の一番下に総計として示しておりますが、平成19年度は、204項目中、全国平均値を上回った項目が105項目51.5%でありました。項目別で見ると、長座体前屈やボール投げなどが高く、握力や立ち幅跳びなどが低い傾向にあります。男女別では、男子が

高く、女子が低い結果になっているところですが、特に、高等学校男子の高さが顕著であるという結果が出ております。

次に、図の右半分になりますが、前年度との比較でございます。19年度の本県平均値を18年度の本県平均値と比較したものでございます。前年度の平均値を上回っている項目を二重丸で、下回っている項目を黒い三角で示しております。

下の段の表の一番下に総計を示しております。平成19年度は、125項目、61.3%が平成18年度より上回っております。項目別では、上体起こしや長座体前屈、ボール投げなどが伸びております。学校種別では、中学校における伸びが大きく、また、男女別で見えますと、男子に比べて女子のほうが伸びを示しております。

前のページにお戻りいただきたいと思っております。

中ほどにございますが、2の今後の取組についてでございます。

(1) 体力向上プランの作成と具体的な実践への支援につきましては、①にありますように、今回の体力テストの結果を検証した体力向上プランの作成などを実施してまいります。

(2) 体育学習への支援につきましては、①にありますように、体力向上研究推進モデル校として、門川小学校・中学校、門川高等学校を指定いたしまして、小中高の一貫した指導や家庭・地域との連携を推進するなどの取り組みを実施してまいります。

また、(3)にありますように、就学前の幼児及び小学校低学年を対象にした体力向上への取り組みを実施することで、幼児や小学校低学年からの体力向上への意識の高揚を図り、各学校での取り組みを確実なものにしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○**太田委員長** 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案について質疑はありませんか。

○**米良委員** 細かいことですが、ちょっと一つ教えてください。3ページの議案第6号ですが、さっき特別支援教育室長のお話によりますと、特別支援という言葉は今後使わないということの説明がありましたが、この3ページでいきますと、一番下のほう、改正後の特別支援学校というのがまだこの字句として残っているんですけども、ここ辺の理解はどうしたらいいのかというのが一つ。それから、来年4月になりますと、当然県教育委員会も特別支援教育室というのは名称を変更するということも考えられるという認識でいいんでしょうか。

○**有馬特別支援教育室長** 校名の中から特別支援の特別をとって支援学校、例えば日向ですと、日向ひまわり支援学校というふうにするということでございます。特別という言葉に対しては、学校教育法上は特別支援学校の特別というのは残るわけですけども、校名については、特別という言葉に対して、通常の子供たちと違うとか特別なものだとかいうようなニュアンスを持ちがちなので、校名からは支援学校というように形に特別を外すということなことです。特別支援教育室の特別を外すということなどは考えておりません。以上です。

○**米良委員** 室長、3ページでいきますと、特別支援学校というのが生きておる限りは、何かそこ辺の矛盾が出てくるような気がしてなるんですけど、そこ辺は何も抵抗はないんですかね。

○**有馬特別支援教育室長** 特別支援学校の校名については、国のほうからは一応設置権者に任せられておりまして、私たちはいろいろ検討した結果、障がいのある方々が特別というふうな

呼ばれ方をすることに対して抵抗があるという
ような御意見、それから、他県においても、山
梨県等でもそういった特別をとって支援学校と
している、京都あたりは総合支援学校というよ
うな名前のつけ方をしているというようなこと
から、特別をとっても特に問題はないのかなと
いうふうな判断をしたところではあります。以上です。

○米良委員　こだわるわけではありませんけれ
ども、ここに3ページの下のほうに特別支援学
校というのは特別が残っているから、そこ辺が
矛盾がありやせんかということなんです。あ
なたがおっしゃる特別支援何々校というのがな
くなったということはいいんです。理解でき
ますけれども、ここが3ページの一番下が生き
ているものですから、そこ辺が矛盾が出てき
はせんでしょうかという、ささやかなことでは
ありません。

○有馬特別支援教育室長　失礼しました。ちょ
っと私も勘違いをしておりました。法律用語と
しては特別支援学校というくくりが全国的には
残るので、こういったところでは特別支援学校
というふうに使うことになると思います。済み
ません。以上です。

○西村委員　議案第3号の校名変更に関して
ですが、これは一部の保護者、また卒業生
から、校名変更に対し非常にクレームが多くて、
私たちの耳にも非常にちょっと急ぎ過ぎじゃな
いかという話が来ております。特に校名の中で、
今の特別支援学校の部分を支援学校とする部分
ではまだ妥協していただけるのかなと思うん
ですが、この「さくら」とか「たいよう」とか「ひ
まわり」という部分が、保育園や幼稚園のよ
うな、幼児教育の何々組をイメージさせるよ
うな、非常に憤りを感じているという話がよ
く来まして、特に保護者、卒業生との協議で
まだ納得し

ていただいていないという話を聞きます。こ
の学校教育法の改正に伴うもので、他県によ
っては改正しないというところも出てきてい
るというふうに聞いておりますが、そのあたり
はどうなっているのでしょうか。

○有馬特別支援教育室長　一部の保護者の方
々から、校名について時期尚早ではないかと
か、聾学校の聾を残してくれとか、御意見が
出ていることは存じ上げております。他県に
おいても、そういう決定をしているところも
あれば、既に昨年度から改正しているところ
もあります。先ほども説明しましたように、
このことについては、平成18年9月、まず
校長会で県の方針を説明しました。それから、
同じく平成18年12月に、学校に対して通
知文を出して趣旨の徹底を図ったところでは
あります。それから、今年度に入りましては、
19年8月22日から9月12日までの22日
間、県民による校名についての一般公募を行
いました。これは県庁のホームページを通し
て情報を流し、また、新聞、テレビ、ラジ
オ等でもコマーシャルを流していただきました。
それから、平成19年9月21日から27日
まで、さらに一般の県民とは別に、学校全
体の希望なりPTAの希望なりの調査をし、
慎重に校名決定まで進めてきたところであり
ます。いろいろな御意見がございまして、例
えば、学校教育法上、盲者というのが視覚障
害者、聾者が聴覚障害者というふうに変
わっているんですが、聾学校の一部の保護
者の中には、聾という言葉を残してください
ということ、教育委員会のほうにも申し入
れがあり、お話し合いをさせていただきました。
また、その後、学校にも出向いていきまし
て、詳しく説明をさせていただきました。そ
ういうような経過を踏まえながら、こうい
うような決定をお願いしているところであり
ます。以上です。

す。

○西村委員 ということは、いわゆる保護者、卒業生から非常に大きなクレームというか、そういうことはよく理解されているというふうには思いますが、その中でなお、その思いが強くなっているんですね。このまま自分たちの意見が通らずに、この名前が押し切られてしまうという、逆に、私の言い方は悪いかもしれませんが、先生たちは名前が変わることに対しての抵抗はそこまでないかもしれませんが、卒業生や保護者の方々というのは、非常に思いが違うと思うんですよ。その部分をもう少し調整していただいて、逆に、すべて一遍に名前を変えてこういう名前にしてしまう必要があるのかなと思うんですよね。理解が得られていなくて、署名活動なんかも一部されているというふうに聞きまして、執行部あての陳情書等も出ているというふうにも聞いておりますが、このまま押し切っていいものかどうかというものに対しては、どうなんでしょうか、これはもう決まってこのとおりにくんだという考えでしょうか。

○有馬特別支援教育室長 私の判断が間違っていたらお許しいただきたいと思いますが、署名運動をされているのも存じ上げております。都城ろう学校の保護者の方々が中心になって署名をされました。都城ろう学校の保護者の方から聾を残してくれと、一番最初は、聾学校は専門性が違うんだから、養護学校等とは同じ特別支援学校という形で一緒になることには非常に抵抗があると、聾という意味で、その聾という専門性を残してくれというふうな申し入れがありまして、県のほうに来ていただきまして説明させていただきました。そのときは、それで一応わかったけれども、そのことをほかの保護者の方々に説明するのは難しいので、あなた方が来

てくださいと再度おっしゃいましたので、私たちが出向いて行って、保護者約30名から40名だったと思いますが、お集まりいただきまして、こういった法改正に基づき校名を変更するものがあります、聾学校の専門性については、聴覚支援学校とすることで残しますということをお願いしました。大方はそれで納得していただいたと思います。しかし、一部、それでも納得できないと、聾者としてのアイデンティティー、聾者としての誇りがあるんだという強い御意見がございまして、その方を中心にして署名集めをされたようです。そこあたりも把握しております。私たちは全体的に考えたときに、学校教育法改正の趣旨でもありますように、盲者とか聾者とか、何で学校教育法にこういった差別的なニュアンスを持つ文言が今まで残っていたのかということ自体を非常に疑義に感じておりましたので、これが盲者が視覚障害者、聾者が聴覚障害者というふうに変更になったのを機に、聴覚支援学校なり視覚支援学校なり、校名変更することは今が一番いいタイミングではないかなというふうな判断をしました。委員がおっしゃったように、一遍にやる必要もないんじゃないかと、時間を置いてじっくりやってもいいんじゃないかというような御意見もあろうかと思いますが、県内全体の校名のバランス、そういったことを徹底するためには、この機会が一番いい機会かなというふうに私たちは考えております。以上です。

○西村委員 あと、さっき言った「たいよう」「さくら」云々という部分もお願いします。

○有馬特別支援教育室長 この問題は、一番最初に、教育委員会の中におきまして、盲・聾・養護学校の幼稚部及び高等部の募集定員を決める話し合いを5名の教育委員の方々と行いまし

た。その中で、「学校教育法が変わって特別支援学校になりましたね、それで、これまで盲学校、聾学校、養護学校という、かなり敷居が高くて、自分のお子さんに障がいがあって、そういった障がいに応じた教育を受ける場で教育を受けるのが適切なんだけれども、養護学校というと何か敷居が高くて行きにくい、盲学校、聾学校というと何か敷居が高くて行きにくいと、だから今度新しい校名にするときには、皆さんに親しまれやすい、なじみやすい、明るい優しい名前にするといいですよ」という意見もありまして、私たちもそういった意見に対して同感でありましたので、都城の場合は都城ろう学校の周りは桜の並木がありまして、また都城市のシンボルとなっています母智丘もありますので、都城さくら聴覚支援学校とさせていただきます。そういったことで、優しい名前をつけるということです。以上です。

○西村委員 今すべてのお話をいただいて、御苦労があった部分、もちろんその現場の方との折衝なり協議なりというのは、非常に労力をかけたという話は十分理解はしております。ただ、それをもってしても、非常に反発されている保護者の感情というものをここは理解してあげないと、今の話の中でもあったように、教育委員会の中でそういう優しい名前がいいねというのは、私たち側からの、いわゆる健常者側からの意見でもあって、そういう障がい者と一くくりにしてはいけませんけれども、そういう人たちの気持ちが今逆なでされているわけです。それはやはり教育機関としては尊重すべきことではないかなと思いますし、特に養護学校の部分は、一遍に名前を変えろという部分もよくわかります。ただ、この聾学校に関しては、今説明があったとおり、非常に聾者、盲者の中でもそ

の文言を残してほしいという気持ちがありますし、ここはもうしばらく協議を続けていただきたいというのが私の本心です。以上です。

○有馬特別支援教育室長 今、私ちょっと説明不足で誤解を招いた面があるかもしれませんが、一番最初に説明しましたように、一般県民から公募しました。それから、保護者から聞きました。そして、学校として取りまとめていただきました。その段階を踏みました。都城ろう学校からは、「都城さくら」というのが保護者の意見として上がってきているわけです。それで私たちは決めたんです。いろいろな御意見の方がおられます。100人おられて100の方が賛成されることはありません。全国的にも聾の問題については考え方がいろいろありますけれども、私たちはそういう手続を踏んできましたので、この「都城さくら」という意見も都城ろう学校のお母さん方から出てきた意見ですので、私たちはこれを使いたいというふうに思っております。以上です。

○西村委員 別件なんですけれども、先ほど説明がありました議案第13号の給与等に関する条例の一部を改正する条例、これは施行期日が19年4月1日から適用する、さかのぼって適用されるというところ、これは全国的にそういう取り決めがあるんですか。

○堀野教職員課長 通常給与改定の場合は、財政状況とかそういった特別な事情がない限り、さかのぼるというのが大体原則であります。また、今回も知事部局のほうで19年4月1日からということになっておるので、あわせてこちらでも19年4月1日から適用することにしております。以上です。

○太田委員長 ほかにありませんか。議案についてはいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 なければ、その他ということ、その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 ないようですので、それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時29分再開

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長並びに関係課長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○日高企業局長 それでは、説明に入らせていただきたいと思います。

本日は、提出議案関係が1件、それから、その他報告事項が1件でございます。

お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料の目次をごらんいただきたいと思います。

まず、Iの提出議案関係でございますが、議案第2号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」でございますが、今回の補正は、企業局新エネルギー導入・啓発事業に係ります事業費の減額等を行うものでございます。

この事業は、9月定例県議会におきまして御報告いたしましたとおり、太陽光発電システム導入に係る国の補助が不採択となりましたために、事業を取りやめるものでございます。

次に、その下のIIのその他報告事項でござい

ますが、「平成19年度上半期の各事業の事業実績について」ということでございます。

電気事業につきましては、ことしは例年に比べて雨量が少なく、また発電量は目標を下回っているといった状況でございます。また、工業用水道事業、それから地域振興事業につきましては、給水量、それからゴルフ場の利用者数ともほぼ目標を達成いたしておりまして、順調に推移しているところでございます。

ただいまの補正予算の内容、それから平成19年度の上半期の各事業の事業実績の詳細につきましては、総務課長のほうから説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田総務課長 それではまず、補正予算の内容について説明させていただきます。

委員会資料の1ページをごらんください。

議案第2号「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第2号）」であります。

1、補正の理由であります。企業局新エネルギー導入・啓発事業について、太陽光発電システムの導入に係る補助が不採択となったため、事業を取りやめ、予算の補正を行うものであります。

2の補正額の（1）収益的収入及び支出であります。

科目の欄の上から2行目になりますが、事業費（B）の営業外費用、3行下でございますが、営業外費用の消費税については、事業者へ支払う消費税が発生しないことから、納税予定額を366万6,000円増額するものであります。

次に、その下の表の（2）資本的収入及び支出であります。

まず、資本的収入（A）であります。科目の欄の上から2行目の補助金の補正予定額3,500

万円の減額は、事業に係る受入予定補助金の減額であります。

次に、科目のところの上から5行目にある資本的支出(B)であります。補正予定額の7,700万円の減額は、事業に係る建設改良費を減額するものであります。

補正については以上であります。

2ページをお開きください。

平成19年度上半期の各事業の事業実績について説明をさせていただきます。

まず、1の電気事業会計であります。

(1)の発電状況であります。今年度の上半期は、4月から6月までの平均降雨量が平年の6割弱と少なかったことから、供給電力量の達成率は、表にありますとおり、4月、5月、6月と低い状況が続きました。7月は、台風4号の影響で平年の約2倍の雨量があったものの、8月、9月の平均降雨量が平年の9割強にとどまり、発電量は目標を下回っております。

この結果、上半期計の供給電力量は、上の表の下から2行目にあります。目標(A)の3億6,956万3,000キロワットアワーに対し、実績(B)は2億9,603万キロワットアワーで、達成率は80.1%となりました。

なお、下半期も好天が続き雨が少ない状況が続いており、ダム貯水池への流入量が少ない状況の中、農業用水の確保を優先するためなど、発電を制限する運用を行っているところであります。

次に、(2)の電力料金収入状況であります。下の表の下から2行目にあります上半期計であります。電気事業につきましても、二部料金制をとっておりますことから、目標(A)の25億8,321万3,000円に対し、実績(B)は25億600万3,000円で、達成率は97.0%となっております。

3ページをごらんください。

2、工業用水道事業会計であります。

(1)の給水状況であります。新たなユーザーが6月から1社増加したことから、ユーザー数は13社となりました。

上半期の給水量は、各ユーザーごとに使用量の若干の増減はありましたが、全体では、上の表の下から2行目の目標(A)の734万3,000立方メートルに対し、実績(B)は748万立方メートルとなり、達成率は101.9%となりました。

なお、資料はございませんが、日向市において、水道施設改修工事(富島幹線用水路整備事業)であります。その工事が行われることに伴いまして、本年度から3カ年間、毎年10月1日から来年2月末日までの間、5カ月間でございますが、日向市の水道水として給水することになりました。そのため、今年度は目標をさらに上回ることを見込んでおります。

次に、(2)の料金収入状況であります。下の表の下から2行目にあります上半期計であります。目標(A)の1億7,759万7,000円に対し、実績(B)は1億7,829万6,000円で、達成率は100.4%となっております。

4ページをお開きください。

3、地域振興事業会計であります。

(1)のゴルフコース利用状況であります。7月は、台風4号の大雨によりゴルフ場が冠水いたしまして、達成率が78.2%と目標を大きく下回りましたが、7月以外は比較的好天に恵まれる中、指定管理者の特別料金の設定や主催コンペの充実など誘客対策によりまして、上半期の利用者数は、表の下から2行目の目標(A)の1万7,104人に対し、実績(B)は549人増の1万7,653人となり、達成率103.2%と目標を上回っております。

次に、(2)の上半期の施設利用料金収入状況であります。

下の表の下から2行目にあります上半期計でありますが、平成18年度から指定管理者制度を導入し、利用料金制をとっており、実績(B)は目標(A)と同額の1,134万円で、達成率は100%となっております。

なお、年度末に精算するため、昨年度と同様に上半期は同額となっております。

説明は以上でございます。

○**太田委員長** 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** その他の報告事項については何か質疑はありませんか。

○**野辺委員** 工業用水を上水に供給すると、これは立米単価は一緒ですかね。工業用水を上水に供給すると言われたでしょう。供給単価は一緒ですかということです。

○**本田経営企画監** 工業用水の上水道への給水単価でございますけれども、今行っております企業への給水単価と同じでございます。

○**太田委員長** ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○**太田委員長** それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最

終日に行うことになっておりますので、18日に行いたいと思います。

開会時刻は2時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**太田委員長** 何もないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午前11時42分散会

平成19年12月18日（火曜日）

午後2時3分開会

出席委員（8人）

委員	長	太田	清海
副委員	長	河野	安幸
委員		米良	政美
委員		福田	作弥
委員		野辺	修光
委員		西村	賢
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		宮原	義久
----	--	----	----

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田中	浩輔
議事課主査	湯地	正仁

○太田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、それぞれ採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○太田委員長 挙手全員、よって、議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○太田委員長 挙手多数、よって、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○太田委員長 挙手全員、よって、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○太田委員長 挙手全員、よって、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○西村委員 議案第3号に対しまして、少数意見の留保をお願いいたします。

○太田委員長 ただいま西村委員から少数意見を留保したいとの申し出がありましたが、留保には1人以上の賛成者を必要とします。

西村委員に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

○太田委員長 賛成者なしでありますので、西村委員の少数意見の留保は成立いたしません。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き

閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

○井上委員 銃の問題のことで、昨日の常任委員会のときに、許可制の問題も含めてですけども、ちょっと質問しましたら、非常に当たりが弱いんじゃないかなというふうな思いがしたんですけども、国のほうもきちんと動き出しましたので、もっとその問題について真剣に宮崎のほうも受けとめてやってほしいということについては報告の中できちんと出しておいていただきたい。

○福田委員 日本は銃に対しては取り締まりが非常に厳しいと思っていました。信じていました。ところが、やっぱり盲点があるんですね。その辺を考えますと、もう一回、出回っている銃の数そのものは、非常にアメリカあたりと比較しますと少ないんですけど、法の盲点をつかれた事件等が発生しないように、再度法の整備をお願いしたいと思います。

○太田委員長 それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時11分再開

○太田委員長 委員会を再開いたします。

1月23日の閉会中の委員会につきましては、校区の撤廃の問題の現状とかが出ておれば、そういうところの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○太田委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後2時11分閉会